

特記仕様書

設計業務特記仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本特記仕様書（以下「特記」という。）は共通仕様書に定める特記とする。

(2) 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

「管理技術者の資格要件」とは、1級建築士（免許取得後10年以上）が建築設計に関して従事したもの。

なお、管理技術者は建築設計担当者（1級建築士[免許]取得後3年以上）が建築設計に関して従事したもの及び電気設備設計担当者（建築設備士、1・2・3級電気主任技術者）及び給排水衛生設備設計及び空調設備設計担当者（建築設備士）又は、これらと同等で発注者が適当と認めた者を選任し、発注者に通知しなければならない。

(3) 設計対象

ア 場 所：守口市松町24番1

守口市京阪本通2丁目56番1

イ 用途地域：商業地域

ウ 耐震安全性の分類

(ア) 構造体 I類

(イ) 建築非構造部材 A類

(ウ) 建築設備 甲類

エ 建ぺい率：80.00%

オ 容積率：400.00%

カ 敷地面積：1500.00㎡

キ 主要用途：消防庁舎

(ア) 施設名称：(仮称)守口市門真市消防組合守口消防署本署

(イ) 構造：鉄筋コンクリート造 4階建（一部7階）

2 一般事項

(1) 業務概要

当該業務は、消防庁舎新築の基本設計、実施設計（国道1号線中央分離帯撤去含む。）及び地質調査、電波障害事前調査とする。なお、本予定地には、過去の建築物GL以下の躯体及び杭（別図面参照）が存置されているため、消防庁舎建設時に、影響がでる箇所の撤去も設計に含むものとする。

(2) 設計工期

設計工期 始 契約締結日

至 平成32年5月31日

※工事の概算価格については、平成31年9月30日までに算定し報告すること。

※工事発注関係書類については、平成32年4月28日までに成果品として提出すること。

(3) 地元関係者への説明等

ア 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は、係員が行うものとするが、受注者は、係員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。

これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

イ 受注者は、設計図書のと定め、あるいは係員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、係員に報告し、指示があればこれに従わなければならない。

ウ 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更しなければならない。

3 基本設計・実施設計業務

(1) 基本設計

ア 情報収集・準備

(ア) 設定条件の把握

(イ) 現地調査

a 現地状況調査（設計に必要な測量等を含む）

b 近隣環境調査

c 電力、電話、給排水、ガス等の関連施設調査

d 電波障害事前調査

(ウ) 関係法令の調査

(エ) 類似事例等の調査

イ 条件設定及び設計方針の設定

(ア) 要求性能の確定

(イ) 目的性能（建築条件）の把握

(ウ) 設計理念の確立

(エ) 安全性能の設定

(オ) 法令その他の制約条件の整理

(カ) 仕様及び必要設備の設定

(キ) 工事予算の設定

ウ 比較検討

- (ア) 性能面からの機能の検討
- (イ) 設計理念上又は意匠上の検討
- (ウ) 交通アクセスの検討
- (エ) 周辺環境への影響（日影等）の検討
- (オ) 構造種別、方式等の検討
- (カ) 計画実現の為の工事費の検討
- (キ) 仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討
- (ク) 省エネルギー他、環境方針の検討
- (ケ) 設備方式の基本方針の検討
- (コ) 維持管理上の問題点の検討
- (サ) ライフサイクルコストの検討

エ 総合化

- (ア) 機能配置計画の策定
- (イ) 動線計画の策定
- (ウ) 防災計画の策定
- (エ) 構造計画の策定
- (オ) 各種電気設備計画の策定
- (カ) 機械設備計画の策定
- (キ) 工事費配分計画の策定
- (ク) 維持保全計画の検討

(2) 実施設計

ア 仕様書作成

本業務で設計する仕様書は、公共建築工事標準仕様書（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）等によるものとする。

イ 建築意匠設計図作成（設計検討資料共）

ウ 建築構造設計図作成（設計検討資料共）

エ 各設備設計図作成（設計検討資料共）

オ 積算見積明細書作成

(ア) 数量調書作成

(イ) 代価作成

(ウ) 見積書比較整理

数量積算は、国土交通省建築工事積算基準（最新版）、建築数量積算基準の解説を基本に算出する。

数量等の根拠は明確にしておき、メーカー見積等で数種類の単価（見積）の内から選定したものについてはリストを作成する。

カ 透視図作成

キ 補助金等申請用資料作成

ク 法令関係申請手続き等

本業務に伴う関係官公庁への諸手続き等は、受注者が当消防組合に代わって行い、これらに必要な諸費用（申請手数料含む）は一切本業務に含むものとする。

(3) 成果物

本成果物の所有権は当消防組合に帰属する。

ア 基本設計成果物

(ア) 調査・連絡・打合せ記録綴り (A4版)	1式
(イ) 敷地利用計画 (法的条件、配置計画、動線計画、設備計画)	1式
(ウ) 建物構成 (全体階構成、基準階計画、基本的な空間構成)	1式
(エ) 建物規模 (延床面積、有効面積、基準階面積)	1式
(オ) 構造方式 (比較検討)	1式
(カ) 設備方式 (比較検討)	1式
(キ) 日影図	1式
(ク) 各種技術資料	1式
(ケ) 概算見積書	1式
(コ) 全体工程表 (施工工期)	1式
(サ) パンフレット (上記(ア)～(コ)を取りまとめた基本設計要約版)	50部

イ 実施設計成果物

(ア) 設計図書(意匠・構造・各設備、図面用紙はA2とする)	
A2製本(2つ折り)	2部
A3縮小版(2つ折り)	各3部
※縮小版についてはA3とし、建築及び構造、電気設備、 機械設備に分けて製本すること。	
A2ばら焼(白焼き)	1部

A. 建築（意匠）	B. 建築（構造）	C. 電気設備	D. 機械設備
表紙 図面目録 仕様書 仕上表 面積表・求積図 附近見取図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図 平面詳細図 断面詳細図 各部詳細図 外構計画図 仮設計画図	仕様書 ボーリング調査 構造図 ・柱状図 ・伏図 ・軸組図 ・各部断面図 ・各部詳細図 ・各断面リスト	仕様書 敷地案内図 配置図 受変電設備図 幹線系統図 各設備系統図 （火報等含む） 各設備平面図 （火報等含む） 各種計算書	仕様書 敷地案内図 配置図 各設備系統図 （消火・空調含む） 各設備平面図 （消火・空調含む） 部分詳細図 各種計算書

- (イ) 構造計算書、設備計算書エクセルデータ（CD-R） 各1部
- (ウ) 透視図（外観・内観）（A3サイズ・額入り） 各1部
- (エ) 各法令関係手続き 1式
* 開発協議、日影許可、計画通知等含む
- (オ) バックデータ（積算根拠・数量調書・見積書等は3社以上） 1式
* 建設物価等刊行物含む。
- (カ) 設計主旨説明書（施設の特色及び設計方針） 1部
- (キ) 積算見積明細書エクセルデータ（CD-R） 1部
- (ク) 原図 1式
- (ケ) 営繕工事積算チェックマニュアル・チェックリスト、チェックシート 1式
- (コ) 設計図書CADデータ（CD-R） 各1式
（CADデータは、JW-CAD及びDXF形式並びにPDF形式とし、その他の形式の場合は、上記の形式に変換の上、オリジナル形式も添付のこと。）

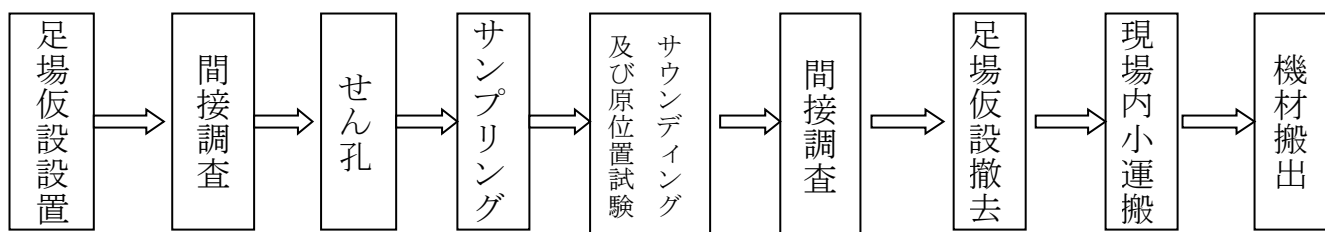
4 地質調査

(1) 適用範囲

- ア 地質調査業務は、設計業務の内容について、統一的な解釈及び運用を図り、その他の必要な事項を定めるためのものである。
- イ 本業務において使用する計量単位は、国際単位系（S I）によるものとする。

(2) 調査対象

- ア 場 所：守口市松町24番1
守口市京阪本通2丁目56番1
- イ 主要用途：消防庁舎
- ウ 調査概要：消防庁舎棟建設に伴う地質調査
- エ 作業フロー



- オ 調査深度：現況 GL から 3.5 m
- カ ボーリングの孔径：66 mm と 116 mm
- キ 調査箇所：2 箇所
- ク 調査箇所等に増減が必要と判断される場合には協議のうえ決定するものとする。

(3) 調査方法

- ア ボーリング機械は、特に定めない限りロータリーボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。
- イ 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として係員の立ち会いのうえ行うものとし、後日調査位置の確認ができるようにしなければならない。
- ウ 足場、やぐら等は、作業の完了まで機械を安定に保ちかつ、試験器具を正しく所定の位置に挿入できるよう十分堅固な構造でなければならない。
- エ 掘進方向は、特に指示の無い限り鉛直方向とする。
- オ 基準となる高さ（深度 0 m）の標示杭等は孔口付近に明示しておくものとする。
- カ 土質地盤の掘削は、地下水の確認ができる深さまで原則として無水掘とする。
- キ 孔口は、ケーシングパイプ又は、ドライブパイプで保護するものとする。
- ク 掘進中は、深度、作業前後の孔内水位、掘進速度、ロッドの手ごたえ、給水量、圧力計、循環水量（漏、湧水量）及び色、スライムの状態、混入物の状態等に絶えず注意し、変化した場合は、深度とともにただちに記録するものとする。

- ケ 孔壁崩壊のおそれがある場合には、速やかに係員に連絡し、その指示を受けなければならない。
- コ 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく排除するものとする。
- サ 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水、漏水等に十分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。
- シ コア採取を目的とするボーリングにあっては、次の各号に掲げる事項によるものとする。
- (ア) コアを採取する際には、採取を始める深さまで送水により洗孔し、孔中のスライムを排出させた後採取するものとする。ただし、洗孔することで孔内を乱すおそれがあると判断される場合は、係員と協議するものとする。
 - (イ) 未固結土でコアボーリングを行うには、土質に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるよう努めなければならない。
 - (ウ) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
 - (エ) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残砂を完全に除去しなければならない。
 - (オ) コアの採取率は100%を目標とする。
 - (カ) コアに破損をきたすようなロッドの昇降又は給水圧の大幅な変動は、行ってはならない。ただし、事故を生ずる恐れのある場合にはこの限りでない。
 - (キ) 採取したコアは、コア箱（原則として内長1 m程度で5 m分のコアが収納できるもの。）に丁寧に収め深度を明記する。その際、1回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。
なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。
 - (ク) コア写真は、カラーパネル等を添えて真上から適切な距離で撮影し、地質の状況が正確に把握できるものでなければならない。
 - (ケ) コア箱の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。
- ス ノンコアボーリングは、原則として1 mごと又は岩質の変わるごとにスライムを採取し、深度を明記した試料ビン等に保存するものとする。
- セ 孔内地下水位は、毎日作業終了時と翌日の作業開始前に測定し、翌日の作業開始前の水位をその深度における孔内地下水位とする。

(4) 業務の着手

受注者は、発注者の調査指示後14日以内に調査業務等に着手しなければならない。

この場合において、着手とは管理技術者が調査業務等の実施のため係員との打合せ又は現地調査を開始することをいう。

(5) 業務計画書

- ア 受注者は、調査指示後 14 日以内に業務計画書を作成し、係員に提出しなければならない。
- イ 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (ア) 業務場所
 - (イ) 業務内容及び方法
 - (ウ) 業務工程
 - (エ) 業務組織計画
 - (オ) 打合せ計画
 - (カ) 成果物の品質を確保するための計画
 - (キ) 成果物の内容、部数
 - (ク) 使用する主な図書及び基準
 - (ケ) 使用機械の種類、名称及び性能
 - (コ) 連絡体制（緊急時含む）
 - (サ) その他
- ウ 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度係員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- エ 受注者は、係員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(6) 資料の貸与及び返却

- ア 係員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- イ 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに係員に返却しなければならない。
- ウ 受注者は、貸与された図書及び関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- エ 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

(7) 関係官公庁への手続き等

- ア 受注者は、調査業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、調査業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。
- イ 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を係員に報

告し協議しなければならない。関係官公庁等とは、大阪国道事務所、大阪市高速電気軌道株式会社も含むものとする。

(8) 地元関係者との交渉等

- ア 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、係員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- イ 受注者は、調査業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。
- ウ 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更しなければならない。

(9) 土地への立入り等

- ア 受注者は、屋外で行う調査業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、係員及び関係者と十分な協調を保ち調査業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立入が不可能となった場合には、ただちに係員に報告し指示を受けなければならない。
- イ 受注者は、調査業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ係員に報告するものとし、報告を受けた係員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立入について、当該土地所有者及び占有者の許可は発注者が得るものとするが、係員の指示がある場合、受注者は、これに協力しなければならない。
- ウ 受注者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは係員と協議により定めるものとする。

(10) 調査業務等の管理

受注者は、調査業務等の管理を「土木工事施工管理基準」(昭和49年4月23日付け49構改D337号(設)構造改善局長通達)の第3項の「1 共通工事、1. 一般」の撮影記録による出来型管理に準拠して行い、その記録を係員に提出しなければならない。

(11) 成果物の提出

- ア 受注者は、調査業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。
- イ 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は係員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

ウ 受注者は、試験結果の記録及び整理については、原則としてJIS規格、地盤工学会編「地盤調査法」（以下「地盤調査法」という。）及び「土質試験の方法と解説」（以下「土質試験法」という。）に従って行うものとする。

（１２）関係法令及び条例の遵守

受注者は、調査業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

（１３）修補

ア 係員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

イ 受注者は、係員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。

（１４）後片付け

受注者は、現場業務が終了した時は、孔埋め、後片付け及び清掃等を実施期間内に完了しなければならない。

（１５）成果物の使用等

ア 受注者は、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

イ 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

（１６）守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、発注者の承諾を得た場合には、この限りではない。

（１７）安全等の確保

ア 受注者は、承認なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為等、公衆に迷惑を及ぼす作業方法を採用してはならない。

イ 受注者は、屋外で行う調査業務等に際しては、調査業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

ウ 受注者は、業務箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な防護等の措置について事前に係員に報告したうえ、対応しなければならない。

エ 受注者は、業務現場が危険なため、一般立ち入りを禁止する必要がある場合はそ

の区域に適切な柵を設けるとともに「立入禁止」の標示をしなければならない。

オ 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

カ 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たっては安全確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を講じなければならない。

キ 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(ア) 屋外で行う調査業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(イ) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

(ウ) 受注者は、火薬、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

ク 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指示に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。

ケ 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

コ 受注者は、屋外で行う調査業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに係員に報告するとともに、係員が指示する様式により事故報告書を速やかに係員に提出し、係員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(18) ボーリング調査

ア 目的

ボーリングは、コアを採取して土質、地質の状態を調査しあるいは、地中に孔をあけ、その孔を利用して諸種の測定、試料採取を行うものであり、これらの成果は、諸構造物の位置選定、地質構造解析、基礎設計等の基礎資料とするものである。

イ 土質・岩の分類

土質・岩の分類は、地盤材料の工学的分類法によるものとする。

ウ 調査方法

「4.3 調査方法」による。

エ 調査日報

調査日報には、次の事項を記載するものとし、係員の要求があった時は直ちに提示可能な体制にしておかなければならない。

(ア) 調査名、調査場所、孔番号、調査地点標高、深度、穿孔角度（傾斜、水平ボーリング）、地下水位、日付、調査責任者、主たる使用材料等。

(イ) 層序、層厚、深度、地層の観測事項、試料の採取位置、試料の採取量、掘進時の観測事項（掘進速度、ロッド回転数、給水圧、使用ビット、送水量、逸水量又は湧水量、排水色、ケーシングの有無、ケーシング口径、挿入深度、崩壊等の事故の位置と程度等）等

オ 検尺

ボーリング延長の確認は、調査目的を終了後、原則として係員立会のうえ、ロッドを挿入して行うものとする。

カ コアの鑑定

コアの鑑定は、原則として肉眼観察又は触手等によるものとする。

なお、この場合、鑑定基準を明確にしておくものとする。

キ 資料整理及び解析等

調査項目を満足するよう試験結果を整理し、調査目的に対する総合的な解析及び判定を行うものとする。

ク 成果物

成果物は、次のとおりとする。

(ア) 調査経過

(イ) 地質柱状図

(ウ) 地質学的考察に基づき地質柱状図から作成した地質断面図（断面図内には地下水位及び諸試験結果等を記入する。）

(エ) コアのカラー写真

(オ) 調査日報

(カ) コア又はスライム試料

(キ) その他

ケ その他

指定した深度に達しなくとも調査目的を達した場合又は指定した深度に達しても調査目的が果たせない場合は、係員と速やかに協議するものとする。

(19) 標準貫入試験

ア 目的

この試験は、原位置における土の硬軟、締まり具合の相対値を知るため行うものである。

イ 試験方法

(ア) 試験方法及び器具は、J I S A1219によるものとする。

(イ) 試験深度は、原則として深度1 mごとに行うものとする。

(ウ) 打込完了後ロッドは、1回転以上回転させてからサンプラーを静かに引き上げなければならない。

(エ) サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質、色調、状態、混入物等を記録した後、保存しなければならない。

ウ 成果物

試験結果及び保存用資料は、J I S A1219 に従って整理し提供するものとする。

(20) 孔内水平載荷試験

- ア 孔内水平載荷試験は地盤工学会が定める「孔内水平載荷試験方法(J G S 1421)」によるほか、地盤調査標準仕様書による。
- イ ボーリング調査によって試験位置を変更又は追加する必要がある場合は、あらかじめ係員と協議する。

(21) サンプルング

サンプルングは、観察と保管を目的とする標本用試料及び土質試験を目的とする試験用試料の採取を目的とする。

(22) 標本用試料

ア 試料作成

- (ア) 標本用試料の採取位置及び数量は、係員の指示によるものとする。
- (イ) 試料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。

なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。

調査名			
地点番号	No.	号	番
採取深度	m～		m
土質名			
打撃回数			
採取月日	平成	年	月 日
採取者名			

イ 土質試験用試料 (乱した試料)

(ア) 試料採取

- a 試料は、原則として地盤を構成する地層が変化するごとに採取するものとする。
ただし、同一地層が連続する場合、その他特別な場合は、係員の指示によるものとする。
- b 乱した試料の採取は、含水量が変化しないようにして試料箱又はビニール袋に密封しておかなければならない。
なお、ビニール袋を用いる場合は、袋内に極力空気が残らないようにしなければならない。

ウ 土質試験用試料 (乱さない試料)

(ア) 目的

乱さない試料のサンプリングは、室内試験に供する試料を、原位置における性状を変えることなく採取することを目的とする。

(イ) 試料採取

- a 採取位置は、係員の指示によるものとする。
- b 採取方法については、土質及び調査目的に適したサンプラーを選定し、事前に係員の承認を受けなければならない。
- c 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる採取方法は地盤工学会基準 J G S 1221「固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土の乱さない試料の採取法」に準拠して行う。
- d デニソン型サンプラーによる採取は、土の硬軟に合わせて調整されたものを使用する。その他の採取方法については、固定ピストン式に準拠する。

エ 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (ア) 土質試験結果一覧表
- (イ) 試験経過のカラー写真等
- (ウ) その他

(23) 室内土質試験

土質試験の区分及び試験方法は、次表による。

区分	試験項目	試験方法	数量
物理試験	土粒子の密度試験	J I S A1202	6 試料
	含水比試験	J I S A1203	6 試料
	粒度試験(沈降・フルイ)	J I S A1204	2 試料
	粒度試験(0.5 kg以下)	J I S A1204	4 試料
	液性限界試験	J I S A1205	2 試料
	塑性限界試験	J I S A1205	2 試料
力学試験	一軸圧縮試験	J I S A1216	2 試料

5 電波障害事前調査

(1) 目的

電波障害事前調査は当該地周辺の電波障害対策済み箇所を確認し、当該地周辺の電波状況を確認するとともに消防本部新築に伴う電波障害を予想し対策資料とするものである。

(2) 調査方法

- ア 自動測定システム搭載車両にて調査する。
- イ 調査位置については、机上での電波障害範囲を想定し係員と協議のうえ確定する。
- ウ 調査数量については、20 箇所程度を基準とする。

(3) 資料整理及び解析等

調査目的を満足するよう調査結果を整理し、調査目的に対する総合的な解析及び判定を行うものとする。

(4) 周波数帯

近畿広域圏全て及びテレビ大阪・サンテレビ・KBS京都放送とする。

(5) 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- ア 調査経過
- イ 調査資料
- ウ 解析資料
- エ 判定資料